

知多市訓令第7号

知多市日直勤務規程（平成21年知多市訓令第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

別紙

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(勤務の時間)</p> <p>第7条 日直勤務の時間は、<u>午前9時から午後4時まで</u>とする。</p>	<p>(勤務の時間)</p> <p>第7条 日直勤務の時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。</p>